

秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力の向上を図るため、自ら居住する住宅に家庭用防犯カメラを設置する者に対し、設置に要する費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 地域における犯罪等及び自ら居住する市内の住宅（集合住宅を除き、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入盗の未然防止を図るため、屋外に継続して設置する撮影装置で、撮影範囲に自宅等及び公共空間を含み、かつ、撮影した画像を常時記録する機能を備えたものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園、広場その他の不特定多数の者が利用又は通行する場所をいう。
- (3) 画像データ 家庭用防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行おうとする自宅等の住所に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 補助を受けようとする者が自宅等の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者による自宅等への家庭用防犯カメラ設置事業とする。

ただし、次に掲げる家庭用防犯カメラを除く。

- (1) 継続して撮影するものではないもの
- (2) 夜間撮影ができないもの
- (3) 追跡機能を有するもの
- (4) 賃借により設置したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が補助対象事業として不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費（税抜き）のうち、次に掲げる費用とする。ただし、市内で営業する事業所、販売店等（以下「販売店等」という。）が施工し、又は販売店等において購入したものである場合に限る。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費
- (2) 家庭用防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）
- (3) 家庭用防犯カメラ設置の表示に係る費用

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか少ない額とする。

- 2 補助金の交付を受けることのできる防犯カメラは、住宅1戸（2世帯住宅は、1戸とみなす。）につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）
- (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図（撮影予定範囲を明示したもの）
- (4) 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）
- (6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、補助金の交付を不適当と認めるときは、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により、適当でないとしたときは秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金変更・中止不承認通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

（実績報告等）

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者氏名、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、所在地が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真（設置の表示を含む。）
- (3) 設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像データを印刷したもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金額を確定し、秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市家庭用防犯カメラ設置費補

助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。